

ご利用料金表 (介護予防訪問看護)

以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲの項目を合算したものがご利用料金となります。

Ⅰ. 基本料金(介護予防訪問看護)

【1単位:10.21円】

分類	項目	基本点数	サービス提供体制強化加算	⇒	利用料金	
介護予防 訪問看護費 (介護保険給付) *1	所要 時間	20分未満 *2	303単位	3単位	⇒	312円
		30分未満	451単位		⇒	463円
		30分以上 1時間未満	794単位		⇒	813円
		1時間以上 1時間30分未満	1,090単位		⇒	1,115円

*1…1月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が、介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度基準額」を超えた場合、超過分は保険対象外(全額自己負担)となる場合がありますのでご注意ください。

*2…20分未満の訪問看護は、特定の場合のみ利用可能です。

Ⅱ. 主な加算(介護保険給付)

【1単位:10.21円】

加算項目	費用	説明
夜間早期加算	所定単位×1.25	午前6時～午前8時、又は午後6時～午後10時の時間帯に訪問看護を行った場合。
深夜加算	所定単位×1.5	午後10時～午前6時の時間帯に訪問看護を行った場合。
複数名訪問看護加算(30分未満)	254単位/回	同時に複数の看護師等により訪問看護を行った場合。
複数名訪問看護加算(30分以上)	402単位/回	
長時間訪問看護加算	300単位/回	1時間30分以上の訪問看護を行った場合。
緊急時訪問看護加算1	600単位/月	計画に位置付けられていない緊急時訪問看護を行った場合。
特別管理加算Ⅰ	500単位/月	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。
特別管理加算Ⅱ	250単位/月	
初回加算Ⅰ	350単位/月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して初回の訪問看護開始月に算定。 (退院当日に訪問看護サービスを実施した場合)
初回加算Ⅱ	300単位/月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して初回の訪問看護開始月に算定。
退院時共同指導加算	600単位/回	病院・老健に入院・入所中の方が退院・退所の際に、訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った場合、初回の訪問看護実施時に算定。
処遇改善加算	—	1月の所定単位数×1.8%

Ⅲ. その他の料金(介護保険給付とならないサービス)

項目	費用(税込)	説明
実施地域を越えた場合の交通費	55円/日	実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル未満。
実施地域を越えた場合の交通費	55円/日	実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル以上毎。
死後処置料	16,500円	ターミナルケア実施中に死亡された後の処置に係る費用。